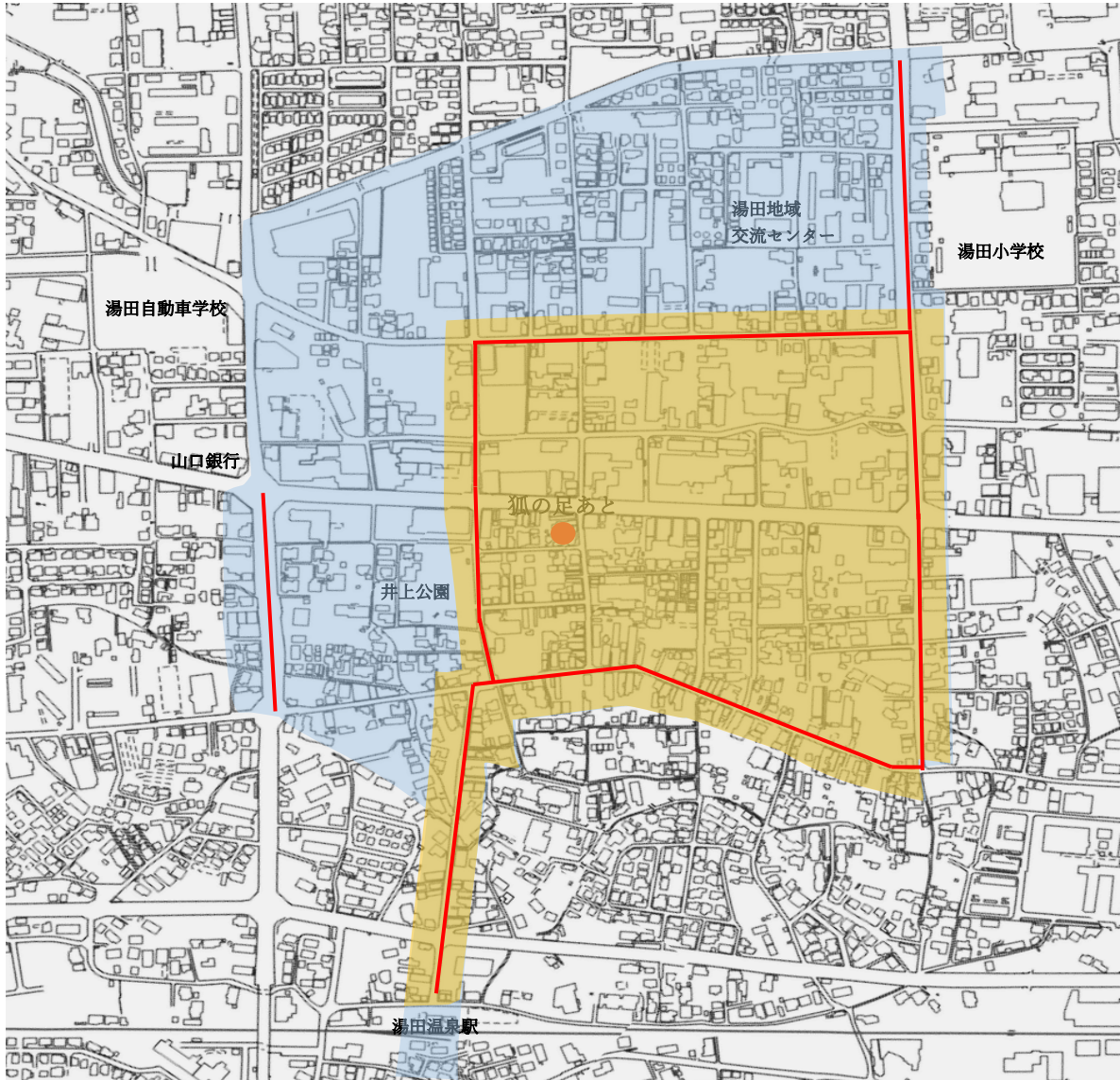


「湯田温泉回遊促進事業」対象区域図

■ 対象エリア ■ 主要エリア



※対象エリア及び主要エリアの境界について

それぞれのエリアを囲む路線を境界として、路線の内側を対象エリアあるいは主要エリアとする。

ただし、— で示す路線に接する物件に限り、路線の外側まで対象エリアあるいは主要エリアに含めるものとする。